

R2 習志野市 保育認定子どもの利用者負担額

(2・3号保育施設利用)

括弧外が保育標準時間認定、括弧内が保育短時間認定の利用者負担額(月額保育料)となります。

※子どもが複数いる世帯は、第2子の場合「半額」(10円未満切捨て)、第3子以降は「無料」です。

何番目の子であるかのカウントは、下表の「子どもの数の算出方法」により判定します(税額により異なります)。

※年齢区分は4月1日時点の年齢です。(単位:円)

階層と市町村民税額		利用者負担(保育料)月額		【多子軽減】 子どもの数の算出方法
階層	定義	年齢区分		
		0歳児～2歳児クラス	3歳児～5歳児クラス	
A	生活保護世帯	0(0)	保育料無償	所得割額が 57,700円未満 子どもの年齢制限なし
B	非課税世帯	0(0)		
C1	均等割のみ課税	8,440(8,290)		
C2	所得割額 48,600円未満	9,660(9,490)		
D1	所得割額 58,200円未満	12,140(11,930)		
D2	所得割額 67,900円未満	14,290(14,040)		
D3	所得割額 77,600円未満	17,180(16,880)		
D4	所得割額 87,300円未満	23,090(22,690)		
D5	所得割額 97,000円未満	29,850(29,340)		
D6	所得割額 121,000円未満	37,210(36,570)		
D7	所得割額 145,000円未満	40,880(40,180)		
D8	所得割額 169,000円未満	44,500(43,740)		
D9	所得割額 195,400円未満	50,070(49,210)		
D10	所得割額 221,800円未満	56,000(55,040)		
D11	所得割額 248,200円未満	57,250(56,270)		
D12	所得割額 274,600円未満	57,570(56,590)		
D13	所得割額 301,000円未満	57,910(56,920)		所得割額が 57,700円以上 小学校就学前の子どもうち、指定施設 ^{※1} を利用する子どもの数
D14	所得割額 333,000円未満	58,250(57,250)		
D15	所得割額 365,000円未満	63,850(62,760)		
D16	所得割額 397,000円未満	65,370(64,250)		
D17	所得割額 397,000円以上	71,000(69,790)		

低所得のひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯等は、負担軽減後の下表が適用になります。

※ 下表に該当する世帯の第2子以降の保育料は、無料です。

定義	階層	0歳児～2歳児クラス	3歳児～5歳児クラス	【多子軽減】
上表C1階層である世帯	CH1	3,900(3,830)	保育料無償	子どもの年齢制限なし
上表C2階層である世帯	CH2	4,450(4,370)		
上表D1階層である世帯	DH1	5,900(5,790)		
上表D2階層である世帯	DH2	6,940(6,820)		
上表D3階層のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満である世帯	DH3	8,350(8,200)		

- 毎年度4月1日時点の年齢(在籍クラス年齢)を基準に算定します。年度の途中で誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。
- 原則、父母を保育料算定上の扶養義務者とし、父母の合算税額で算定します。ただし、父母の市町村民税が非課税で同居している祖父母がいる場合、祖父母の税額から算定します。(祖父母で算定する場合で、祖父母ともに課税の場合は、税額の高い方のみで算定します。)
- 住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く)は、保育料算定上、控除の対象にはなりません。(これらを控除する前の税額より算定します。)
- 政令指定都市より転入した方は、所得割額を本市の税率に適用させたくて、算定します。
- 私立幼稚園・特別支援学校幼稚部等を利用している兄弟がいる場合は、兄弟の減額を適用しますので在園証明書等を提出してください。
- 転入された方や税の未申告等で、税額の確認ができない方は、暫定的に最も高い階層区分で保育料を決定します。
- 過年度分の市民税について、遡って税の修正申告等を行ったことにより税額が変更となった場合は、こども保育課まで書類を提出してください。保育料が変更となる場合がございます。